平成２４年（フ）第３８号
島根県安来市安来町1293番地　市営糺団地Ａ棟504号
債務者　坪内　伊介
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　市
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　一般調査期間　平成24年６月７日から平成24年６月21日まで
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
北海道旭川市末広５条３丁目２番25号
債務者　佐藤ホームこと　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８３号
北海道旭川市春光１条８丁目３番12号　市住731
債務者　藤野　弘子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
北海道北見市南仲町３丁目７番５号　ロジングさいわいＢ館
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
愛知県稲沢市朝府町７番２―810号
債務者　安西　文夫
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市高岡台１丁目７番20号
債務者　波多野直明
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
三重県鈴鹿市中箕田１丁目22番８号
債務者　鈴鹿加工こと　今井サト子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８号
三重県鈴鹿市中箕田１丁目22番８号、前住所
三重県鈴鹿市中箕田２丁目５番８号
債務者　今井　朝子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
鳥取県米子市淀江町福頼277番地
債務者　松原　暁一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７１０号
高知県南国市三畠116番地
債務者　髙野　邦夫
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　雄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９０号
函館市大森町29番10号
債務者　久保田　浩
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
三重県四日市市大字末永1059番地１
債務者　水谷　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　好之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田244番地１
債務者　塚元　伸季
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７２号
函館市見晴町８番11号
債務者　西里　明実
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
函館市中道２丁目37番11―201号
債務者　原田みどり
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９５号
函館市美原４丁目15番２―502号
債務者　工藤　善美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９６号
函館市美原５丁目18番15号
債務者　小沢　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
函館地方裁判所